

令和 7 年 生駒市議会 第 2 回（3 月）定例会

日 時 令和 7 年 3 月 4 日（火）
午 前 1 0 時 開 会
場 所 議 会 議 場

議事日程（第 1 号）

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
		開会宣告	
		諸般の報告	
		市長招集挨拶	
		開議宣告	
日程 第 1		会期の決定	
日程 第 2		会議録署名議員の指名	
日程 第 3	報告第 1 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	
日程 第 4	議案第 27 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	
日程 第 5	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
日程 第 6	議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算	
日程 第 7	議案第 4 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
日程 第 8	議案第 5 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計予算	
日程 第 9	議案第 6 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	
日程 第10	議案第 7 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	
日程 第11	議案第 8 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算	
日程 第12	議案第 9 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計予算	
日程 第13	議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 0 回）	
日程 第14	議案第 11 号	令和 6 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	
日程 第15	議案第 12 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）	
日程 第16	議案第 13 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程 第17	議案第 14 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第18	議案第 15 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程 第19	議案第 16 号	生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第20	議案第 17 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について	

順位	議案番号	審議件名	摘要
日程第21	議案第 18 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第22	議案第 19 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第23	議案第 20 号	生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第24	議案第 21 号	生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について	
日程第25	議案第 22 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第26	議案第 23 号	生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	
日程第27	議案第 24 号	生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第28	議案第 25 号	生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第29	議案第 26 号	生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第30	議案第 28 号	生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第31	議案第 29 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第32	議案第 30 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その１）請負契約の締結について	
日程第33	議案第 31 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その２）請負契約の締結について	

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
日程 第34	議案第 32 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定 管理者の指定について	
日程 第35		一般質問	

委員会所管事務調査報告一覧表

企画総務委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
1 法務政策について 2 ハラスメント事案の適切な対応についてに係るアンケート調査結果（詳細版）の公表について	令和7年2月17日に委員会を開催し、法務政策について、調査報告書の取りまとめ及び市への提出方法を協議した。 また、ハラスメント事案の適切な対応についてに係るアンケート調査結果（詳細版）の内容について協議した。	1 調査報告書（案）の内容について協議し、提出する報告書の内容を決定した。 2 令和6年11月14日から28日にかけて実施したハラスメントに関するアンケート調査に係る結果報告書（詳細版）の内容について、「各立場における個人を特定できる情報の公開」をテーマに、委員間で自由討議を実施し、「被害者、情報提供者及びその他状況説明の中に出てくる人物並びに行為者」については、個人を特定できる情報を非公開とすることに決定するとともに、「市長及び議員」については、一部委員から個人を特定できる情報を公開することに異議があり、採決の結果、可否同数であったため、委員会条例第15条第1項に基づく委員長裁決の結果、非公開とすることに決定した。 また、時間、場所及び日付等の記載については、個々の自由記述の内容を精査し、委員間で公表内容を協議することに決定した。

経済建設委員会

調査事件	調査の経過	委員の出欠状況
公共施設マネジメント推進計画の検証及び再編に向けての手法について	令和7年1月14日に視察を実施し、奈良県田原本町において調査を行った。	出席 中尾節子 塩見牧子 白本和久 浜田佳資 成田智樹 梶井憲子 橋本宏淳

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
公共施設マネジメント推進計画の検証及び再編に向けての手法について	令和7年2月21日に委員会を開催し、公共施設マネジメント推進計画の検証及び再編に向けての手法について、調査報告書の取りまとめ及び市への提出方法を協議した。	調査報告書（案）の内容について協議し、提出する報告書の内容を決定した。

議会運営委員会

調査事件	調査の経過	委員の出欠状況
1 オンライン委員会について 2 議会版BCPについて	令和7年1月22日及び23日に視察を実施し、熊本県合志市議会及び熊本県玉名市議会において調査を実施した。	出席 成田智樹 中嶋宏明 白本和久 塩見牧子 片山誠也 改正大祐 山下一哉 梶井憲子 芦谷真治 橋本宏淳

委員会審査報告一覧表

議会改革特別委員会

審査事件	審査の経過	審査の結果又は概要
議会運営及び議会基本条例の検証について	令和7年1月29日に委員会を開催し、検証事項に係る提案について協議を行った。	検証事項「議会基本条例第7条パブリックコメント」については、梶井副委員長から市民意見を反映させる仕組みについて資料が提示され、説明を受け、質問を行い、改めて協議することに決定した。 検証事項「委員外議員及び分科会外委員の発言を活用した委員会審査」については、提案者から資料が提示され、説明を受け、質問を行い、改めて協議することに決定した。 検証事項「PCまたはタブレット端末の貸与」については、提案者から資料が提示され、説明を受け、質問を行い、提案の趣旨のとおりタブレット端末を導入する方向で検討することに決定し、改めて協議することに決定した。
議会運営及び議会基本条例の検証について	令和7年2月17日に委員会を開催し、検証事項に係る提案について協議を行った。	検証事項「議会基本条例第7条パブリックコメント」については、梶井副委員長からの提案に対する指摘事項について、提案者から説明を受け、質問を行い、パブリックコメント手続きを整備することに決定した。 検証事項「PCまたはタブレット端末の貸与」については、今後の進め方について協議し、タブレット端末及び文書共有システム等の使用用途を検討することに決定した。

陳情書等一覧表

受 理 年 月 日	整 理 番 号	件 名
令和6年11月27日	令和 6 年 陳情第 13 号	生駒市のスポーツ施設充実についての要望書
令和7年1月16日	陳情第 1 号	議会審議における賛否公開に関する陳情書
令和7年1月16日	陳情第 2 号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書
令和7年1月16日	陳情第 3 号	2024年県民要求実現・全県・自治体キャラバン要請書
令和7年2月12日	陳情第 4 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

令和7年生駒市議会第2回（3月）定例会会期日程表(案)

会期:3月4日～24日までの21日間

月	日	曜日	時 間	会 議	通告書等提出締切日
3	3	月			
	4	火	10時	開会	
	5	水	10時	再開	9時 議案第30号、31号及び32号に対する資料請求 17時 追送議案に対する質疑 議案第28号及び29号に対する討論
	6	木	10時	再開	
	7	金	10時	再開	
	8	土			
	9	日			
	10	月			17時 所管事項に関する発言
	11	火			
	12	水	10時	経済建設委員会	
			経済建設委員会終了後	予算委員会(経済建設分科会)	
	13	木	10時	厚生文教委員会	
			厚生文教委員会終了後	予算委員会(厚生文教分科会)	
	14	金	10時	企画総務委員会	
			企画総務委員会終了後	予算委員会(企画総務分科会)	
	15	土			
	16	日			
	17	月			
	18	火	10時	予算委員会	
	19	水			17時 付託議案に対する討論等
	20	木			
	21	金			
	22	土			
	23	日			
	24	月	10時	再開	
	25	火			
	26	水			
	27	木			

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
令和7年3月4日 (火)	1 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 生駒南小・中学校の整備事業について
	2 伊木 まり子 【一問一答】	1 災害時における医療救護体制の整備について 2 たばこをめぐる取組について
	3 中尾 節子 【一問一答】	1 防災の取組について
	4 成田 智樹 【一問一答】	1 介護保険制度について 2 学校の部活動の地域移行について
5日 (水)	5 加藤 裕美 【一問一答】	1 本市の権利擁護支援の取組について
	6 浜田 佳資 【一問一答】	1 市長施政方針について
	7 梶井 憲子 【一問一答】	1 インフラの老朽化対策について 2 DXの推進について
	8 芦谷 真治 【一問一答】	1 各課における事業の評価について 2 こども誰でも通園制度に対して市の対応は
	9 橋本 宏淳 【一問一答】	1 防災対策について
6日 (木)	10 片山 誠也 【一問一答】	1 学校プールの集約化について
	11 改正 大祐 【一問一答】	1 生駒市市民実感度調査の活用は
	12 塩見 牧子 【一問一答】	1 流出したハラスメント調査委員会の音声データから知れる採用試験に係る情報漏洩に対する対応について 2 内部統制の整備について
	13 山下 一哉 【一問一答】	1 「音楽のまち生駒」を支える団体への支援のあり方と市民プロジェクトを応援するクラウドファンディング型ふるさと納税の創設について
	14 白本 和久 【一問一答】	1 救急医療体制の維持について 2 リチウムイオン電池への対応の現状課題について

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
7 日 (金)	15 高杉 千代子 【一問一答】	1 本市における保育体制の現状と課題について
	16 辰巳 綾子 【一問一答】	1 小中学校の熱中症対応の強化は

令和7年 生駒市議会 第2回（3月）定例会

日 時 令和7年3月5日（水）
午 前 10時 再 開
場 所 議 会 議 場

議事日程（第2号）

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		開議宣告	
日程 第1		一般質問	

令和7年 生駒市議会 第2回（3月）定例会

日 時 令和7年3月6日（木）
午 前 10時 再 開
場 所 議 会 議 場

議事日程（第3号）

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		開議宣告	
日程 第1		一般質問	

令和 7 年 生駒市議会 第 2 回（3 月）定例会

日 時 令和 7 年 3 月 7 日（金）
午 前 1 0 時 再 開
場 所 議 会 議 場

議事日程（第 4 号）

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		開議宣告	
日程 第 1		一般質問	
日程 第 2	議案第 13 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程 第 3	議案第 16 号	生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第 4	議案第 18 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第 5	議案第 19 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第 6	議案第 25 号	生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第 7	議案第 26 号	生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第 8	議案第 28 号	生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
日程 第 9	議案第 29 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第10	議案第 11 号	令和 6 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	
日程 第11	議案第 12 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）	
日程 第12	議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算	
	議案第 4 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	
	議案第 5 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計予算	
	議案第 6 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 7 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 8 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算	
	議案第 9 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計予算	
	議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 0 回）	
	議案第 14 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

順位	議案番号	審議件名	摘要
日程 第12	議案第 15 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 17 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について	
	議案第 20 号	生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 21 号	生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について	
	議案第 22 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 23 号	生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	
	議案第 24 号	生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 30 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）請負契約の締結について	
	議案第 31 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）請負契約の締結について	
	議案第 32 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について	
日程 第13	議員提出 議案第 2 号	生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第14	議員提出 議案第 3 号	生駒市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
日程 第15	意 見 書	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書 (案)	

議案審査付託表

委 員 会	議 案 番 号	審 査 件 名
企画総務委員会	議案第 14 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 15 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第 17 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について
	議案第 21 号	生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について
厚生文教委員会	議案第 20 号	生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 22 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 23 号	生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について
	議案第 24 号	生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 30 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 1）請負契約の締結について
	議案第 31 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 2）請負契約の締結について
経済建設委員会	議案第 32 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について
予算委員会 (企画総務分科会)	議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算
	議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）
予算委員会 (厚生文教分科会)	議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算
	議案第 5 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計予算

委 員 会	議 案 番 号	審 査 件 名
予算委員会 (厚生文教分科会)	議案第 6 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計予算
	議案第 7 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 9 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計予算
	議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）
予算委員会 (経済建設分科会)	議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算
	議案第 4 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算
	議案第 8 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算
	議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）

議員提出議案第 2 号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条第 2 項及び生駒市議会会議規則第 1 3 条の規定により、上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日

提出者 白本 和久

賛成者 浜田 佳資

〃 成田 智樹

〃 中尾 節子

〃 梶井 憲子

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和４６年１１月生駒市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「、上下水道部」を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議員提出議案第 3 号

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条第 2 項及び生駒市議会会議規則第
1 3 条の規定により、上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日

提出者 白本 和久

賛成者 浜田 佳資

〃 成田 智樹

〃 中尾 節子

〃 梶井 憲子

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年３月生駒市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２１条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１８条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号中「又は福利厚生」を「若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第５０条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３３条第２項中「この章及び第５０条において」を削る。

第３４条第３項中「この章において」を削る。

第４０条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第５０条において」を削る。

第４１条第３項中「この章において」を削る。

第４９条中「第４章」を「前章」に改める。

第５０条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則第２項中「（平成９年１２月生駒市条例第２７号）」を削る。

附則第３項中「（平成９年１２月生駒市条例第２８号）」を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条第４項の改正規

定、同条第 10 項の改正規定（「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 30 条」を削る部分に限る。）並びに第 18 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号、第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 28 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 34 条第 3 項、第 40 条第 1 項及び第 2 項、第 41 条第 3 項、第 49 条並びに第 50 条の改正規定並びに附則第 2 項及び第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また、参議院議員については満30歳以上と規定されている。最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和43年12月4日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し、代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方で、OECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23カ国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院の様に25歳以上というのは、5カ国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を占める。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されており、被選挙権年齢の引き下げを含む、持続可能な選挙制度の改革が求められている。

よって、国においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるなど、若者の政治参加を促進するための抜本的な改革を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

生 駒 市 議 会

令和 7 年 生駒市議会 第 2 回（3 月）定例会

日 時 令和 7 年 3 月 2 4 日（月）

午 前 1 0 時 開 会

場 所 議 会 議 場

議事日程（第 5 号）

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		諸般の報告	
		開議宣告	
日程 第 1	令和 6 年 議案第 56 号	生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	
日程 第 2	議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算	
日程 第 3	議案第 32 号	生駒市テレワーク＆インキュベーションセンターの指定管理者の指定について	
日程 第 4	議案第 14 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 15 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 17 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について	
	議案第 20 号	生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 21 号	生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について	

順 位	議 案 番 号	審 議 件 名	摘 要
日程 第 4	議案第 22 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 23 号	生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	
	議案第 24 号	生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 4 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	
	議案第 5 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計予算	
	議案第 6 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 7 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 8 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算	
	議案第 9 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計予算	
	議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）	
	議案第 30 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 1）請負契約の締結について	
	議案第 31 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 2）請負契約の締結について	

委員会所管事務調査報告一覧表

企画総務委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
1 第4次生駒市男女共同参画行動計画の策定について	令和7年3月14日に委員会を開催し、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、第4次生駒市男女共同参画行動計画の策定について報告を受け、質疑した。 また、ハラスメント事案の適切な対応についてに係るアンケート調査結果（詳細版）の公表について協議するとともに、ハラスメント事案の適切な対応について、調査報告書の取りまとめ及び市への提出方法について協議した。	1 男女共同参画に関する理解が深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識が残るなど、取り組むべき課題が今なお多く、今後も継続的な取組が必要である中、現計画が令和7年3月に計画期間満了となることから、男女共同参画社会の形成の更なる推進を図ることを目的とした第4次生駒市男女共同参画行動計画に関し、パブリックコメントを経て策定された内容について報告を受け、質疑した。 また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査をすることに決定した。
2 ハラスメント事案の適切な対応について		2 令和6年11月14日から28日にかけて実施したハラスメントに関するアンケート調査に係る結果報告書（詳細版）について公表しないことを決定するとともに、調査報告書（案）の内容について協議し、提出する報告書の内容を決定した。

厚生文教委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
1 第9期介護保険事業計画（変更案）に係るパブリックコメントの実施について	令和7年3月13日に委員会を開催し、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定	1 令和6年3月に策定された第9期介護保険事業計画について、現行の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の状況及び在宅サービスの状況を踏まえ、医療ニーズのある中重度者の在宅生活を支援するための整

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
2 第3期健康 いこま21の 策定について 3 第4期生駒 市食育推進計 画の策定につ いて	に基づき、第3期健康 いこま21、第4 期生駒市食育推進計 画及び生駒市こども 計画について報告を 受けるとともに、同 条例第4条第1項の 規定に基づき、第9 期介護保険事業計画 (変更案)の内容に ついて報告を受け、 質疑した。 また、令和7年度 生駒市立病院事業計 画書及び生駒南小学 校・生駒南中学校施 設一体型整備事業基 本計画について報告 を受け、質疑した。	備を行うため、変更を行うことにつ いて報告を受け、質疑した。 また、「常任委員会における所管事 務調査に基づく政策提案に関する指 針」第5条に基づく、当該調査事項 の取扱い方法については、同計画の 変更後、生駒市の市行政に係る重要 な計画の議決等に関する条例第4条 第2項の規定に基づく報告を受ける 際に調査することに決定した。 2 生活習慣や食習慣の変化に伴う生 活習慣病の増加、高齢化の急速な進 展、認知機能や身体機能の低下によ る要介護者の増加など、健康に関わ る問題が多様化していることから、 国や県の方針と整合を図りつつ、市 民が健康で元気な生活を長く続けら れるまちづくりを更に推進すること を目的とした第3期健康いこま21 に関し、パブリックコメントを経て 策定された内容について報告を受け た。 また、「常任委員会における所管事 務調査に基づく政策提案に関する指 針」第5条に基づく、当該調査事項 の取扱い方法については、今回の報 告で調査を終了し、今後の取組状況 を見て、必要に応じて調査をするこ とに決定した。 3 平成30年に「第3期生駒市食育 推進計画」を策定後、食育の推進に取 り組んできたものの、依然として食 に関する健康問題や食に関する様々 な課題などが見られる状況を踏ま え、関係機関・団体、生産者や民間 事業者等との連携・協働を更に強化 し、取組の充実を図るとともに、市 民の食への関心を高め、食育を総合 的に推進することを目的とした第4 期生駒市食育推進計画に関し、パブ

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
4 生駒市こども計画の策定について 5 令和7年度生駒市立病院事業計画書について		リックコメントを経て策定された内容について報告を受けた。 また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査をすることに決定した。 4 令和5年にこども基本法が施行され、同法第10条2項において、市町村がこども計画を定めるよう努めることが規定されたことから、全ての子どもの権利が守られ、健やかに成長・自立できるよう、社会全体で総合的に子ども、並びに子育て家庭を支援する環境を整備することを目的とした生駒市こども計画に関し、パブリックコメントを経て策定された内容について報告を受けた。 また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査をすることに決定した。 5 市立病院の令和7年度事業計画について、医療提供計画、施設管理計画及び収支計画等の報告を受け、質疑した。 また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今後、事業結果に対する実施状況調査が行われることを踏まえ、同調査結果がまとめられた際に改めて報告を受けることに決定した。

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
6 生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画について		6 生駒南小学校及び生駒南中学校について、これまでの経緯を踏まえ、小中一貫教育を行う学校としての学びや交流、防災などの必要機能の整理を行うとともに、ワークショップを開催し、保護者や地域住民の声を反映した建設地における敷地利用や施設配置の方針についての検討を行う生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画に関し、策定された内容について報告を受け、質疑した。 また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査することに決定した。

経済建設委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
1 第3次生駒市環境基本計画の改定について	令和7年3月12日に委員会を開催し、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、第3次生駒市環境基本計画の改定について、報告を受けた。 また、生駒市清掃センターでの他自治体の燃えるごみ受け入れ検討について報告を受け、質疑した。	1 脱炭素社会への移行や循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目的とした第3次生駒市環境基本計画に関し、パブリックコメントを経て改定された内容について報告を受けた。 また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査することに決定した。

委員会審査報告一覧表

委員会	議案番号	審査件名	審査結果
企画総務委員会	令和 6 年 議案第 56 号	生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 14 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 15 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 17 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 21 号	生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について	原案可決
厚生文教委員会	議案第 20 号	生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 22 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 23 号	生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	原案可決
	議案第 24 号	生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 30 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 1）請負契約の締結について	原案可決
	議案第 31 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 2）請負契約の締結について	原案可決
経済建設委員会	議案第 32 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について	原案可決

委員会	議案番号	審 査 件 名	審査結果
予算委員会	議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算	原案可決
	議案第 4 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	原案可決
	議案第 5 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計予算	原案可決
	議案第 6 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	原案可決
	議案第 7 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
	議案第 8 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算	原案可決
	議案第 9 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計予算	原案可決
	議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）	原案可決

修正案第 1 号

令和 7 年 3 月 1 7 日

生駒市議会議長 吉 村 善 明 様

発議者 塩 見 牧 子

〃 浜 田 佳 資

〃 加 藤 裕 美

〃 高 杉 千代子

令和 6 年議案第 5 6 号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメン
トの防止等に関する条例の制定についてに対する修正の動議につい
て

このことについて、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び生駒市議会会議規則第 1 6
条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメン

トの防止等に関する条例の制定についてに対する修正案

令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についての全部を次のように修正する。

生駒市のハラスメントの防止等に関する条例

ハラスメントは、個人としての人権を侵害し、尊厳を傷つける許されない行為である。

また、ハラスメントは、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、ひいては市民サービスの低下により市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、いずれも全体の奉仕者である市長等、議員及び職員は、ハラスメントに関する知識を深め、身分、職位及び職責にかかわらず、互いに人格を尊重し、信頼し合うことで、職員の能力を十分に発揮させることができる環境を確立するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止に取り組むとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切な対応を行うことにより、全ての職員の尊厳が守られ、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員であって、本市に勤務するものをいう。
- (2) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (3) 議員 本市議会の議員をいう。
- (4) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

（ハラスメントの禁止）

第 3 条 市長等、議員及び職員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、職員に対し、ハラスメントをしてはならない。

（市長等の責務）

第 4 条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関する研修の実施等により意識の啓発を図るとともに、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備し、それらを職員に対して周知しなければならない。また、市長は、ハラスメントに起因する問題が生じたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐して、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、市民の代表者として、その活動においては、常に高い倫理観を持ち、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、職員の人格を尊重し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、他の職員に対し、職務遂行上の対等なパートナーとして、互いの人権を尊重しなければならない。

- 2 管理又は監督の地位にある職員は、ハラスメントに起因する問題が職場（出張先その他職員が通常勤務をする場所以外の場所で、実質的に職務と相当因果関係があるものを含む。）に生じていないか、又はそのおそれがないかに注意して、良好な勤務環境を確保するよう努めなければならない。

(申出の手続)

第7条 ハラスメントを受けた職員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員は、次条第1項に規定する相談窓口、第9条第1項に規定する相談員又は第10条第1項に規定する第三者相談窓口（以下「相談窓口等」という。）に対し、ハラスメントの相談又は苦情の申出（以下「申出」という。）を書面、口頭又はこれに準じた手段により行うことができる。

- 2 申出は、現実にはハラスメントの事案が発生した場合に限らず、その発生のおそれがある場合にも行うことができる。
- 3 ハラスメントを受けた職員が心身の故障等により入院していることその他特別の事情により申出を行うことができない場合は、当該職員の同僚、上司又は親族等で当該ハラスメントの事実関係を認識している者が申出を行うことができる。
- 4 申出に当たっては、当該申出を行ったことがハラスメントの行為者等に知られることがないように十分配慮されなければならない。

(相談窓口)

第8条 市長は、職員からの申出に対応し、及び職員の心身の被害の回復に向けた支援を行うため、申出を受ける窓口（次項において「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口は、申出を行った職員の主張の聴取その他申出の解決に向けた調整を行うとともに、当該申出に関する内容を記録し、市長に報告するものとする。

(相談員)

第9条 市長は、職員からの申出を受ける職員（以下この条において「相談員」という。）を、人事担当部長の推薦及び職員をもって組織する労働組合又は職員団体の推薦に基づき選任する。

2 相談員は、申出を行った職員の主張の聴取を行うとともに、当該申出に関する内容を記録し、市長に報告するものとする。

3 相談員は6人以上とし、男女のいずれか一方の相談員の数は、相談員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(第三者相談窓口)

第10条 市長は、職員からの申出の円滑かつ公正な解決を図るため、第三者による申出を受ける窓口（以下「第三者相談窓口」という。）を設置する。

2 第三者相談窓口は、申出を行った職員の主張の聴取、専門的な見地からの適切な助言その他申出の解決に向けた調整を行うとともに、当該申出に係る報告書を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、第三者相談窓口に係る業務を社会保険労務士、弁護士その他のハラスメントに関して専門的知識を有する者に委託するものとする。

(相談窓口等からの報告を受けたときの対応)

第11条 市長は、第8条第2項、第9条第2項又は前条第2項の規定により相

談窓口等から申出に係る報告を受けたときは、ハラスメントに起因する問題の解決に向けた迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(ハラスメントの認定に係る調査)

第12条 申出を行った職員は、当該申出の内容がハラスメントに該当するかどうかの認定について生駒市ハラスメント認定・対策委員会で調査を行うことを、当該申出を行った相談窓口等に求めることができる。

2 相談窓口等は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに生駒市ハラスメント認定・対策委員会に調査を求めなければならない。

3 市長又は相談窓口等は、申出の内容、状況等から、適切かつ効果的な対応が必要であり、生駒市ハラスメント認定・対策委員会で処理することが適当と判断したときは、当該申出を行った職員の同意を得た上で、当該申出の内容がハラスメントに該当するかどうかの認定についての調査を生駒市ハラスメント認定・対策委員会に求めることができる。

(ハラスメント認定・対策委員会)

第13条 ハラスメントに関する次に掲げる事項について調査審議するため、生駒市ハラスメント認定・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。

(2) ハラスメントの認定に関すること。

(3) 本市が講ずべき対応措置に関すること。

(4) ハラスメントの防止に関すること。

(5) その他ハラスメントに関し、市長が必要と認める事項

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、弁護士、臨床心理士、公認心理師、社会保険労務士その他の学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、3人以上の委員は、それぞれの所属団体の推薦に基づかなければならない。

- 4 委員は、第三者相談窓口において職員からの申出を受ける者と兼ねることができない。
- 5 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員会は、調査審議に当たり、必要に応じて申出に係る者に対して意見の聴取を行うことができる。
- 9 委員会は、ハラスメントの認定に関し調査審議した結果を市長に報告するものとする。
- 10 委員会は、申出に係るハラスメントが悪質又は緊急を要すると判断した場合は、原因究明及び再発防止のための措置に関し、市長に意見を述べるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(対応措置)

第14条 事実関係の公正な調査によりハラスメントの事実が確認されたときは、次の各号に掲げる行為者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 市長等又は議員 公表

(2) 職員 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等

2 市長は、前項第1号に定める措置を講じようとするときは、あらかじめ委員会に意見を求めなければならない。

(職務の代理)

第15条 ハラスメントの行為者が市長とされている場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に準じて副市長等が、この条例の規

定による権限の行使に関しその職務を代理する。

（プライバシーの保護及び秘密の保持）

第 16 条 申出に係る全ての者は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第 17 条 市長等、議員及び職員は、職員が申出を行ったことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（申出の状況の公表）

第 18 条 市長は、地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年 9 月生駒市条例第 17 号）の規定による公表と併せて、当該年度の前年度の申出件数を公表するものとする。

（委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（検討）

2 市長は、この条例の施行後 3 年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

修正案第 2 号

令和 7 年 3 月 1 9 日

生駒市議会議長 吉 村 善 明 様

発議者 成 田 智 樹

〃 片 山 誠 也

〃 改 正 大 祐

〃 梶 井 憲 子

令和 6 年議案第 5 6 号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメン
トの防止等に関する条例の制定についてに対する修正の動議につい
て

このことについて、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び生駒市議会会議規則第 1 6
条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメン

トの防止等に関する条例の制定についてに対する修正案

令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についての全部を次のように修正する。

生駒市のハラスメントの防止等に関する条例

ハラスメントは、個人としての人権を侵害し、尊厳を傷つける許されない行為である。

また、ハラスメントは、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、ひいては市民サービスの低下により市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

よって、いずれも全体の奉仕者である市長等、議員及び職員は、ハラスメントに関する知識を深め、身分、職位及び職責にかかわらず、互いに人格を尊重し、信頼し合うことで、職員の能力を十分に発揮させることができる環境を確立するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止に取り組むとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切な対応を行うことにより、全ての職員の尊厳が守られ、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、本市に勤務するものをいう。
- (2) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (3) 議員 本市議会の議員をいう。
- (4) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

（ハラスメントの禁止）

第3条 市長等、議員及び職員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、職員に対し、ハラスメントをしてはならない。

（市長等の責務）

第4条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関する研修の実施等により意識の啓発を図るとともに、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備し、それらを職員に対して明示しなければならない。また、市長は、ハラスメントに起因する問題が生じたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐して、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、市民の代表者として、その活動においては、常に高い倫理観を持ち、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、職員の人格を尊重し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、他の職員に対し、職務遂行上の対等なパートナーとして、互いの人権を尊重しなければならない。

- 2 管理又は監督の地位にある職員は、ハラスメントに起因する問題が職場（出張先その他職員が通常勤務をする場所以外の場所で、実質的に職務と相当因果関係があるものを含む。）に生じていないか、又はそのおそれがないかに注意して、良好な勤務環境を確保するよう努めなければならない。

(申出の手続)

第7条 ハラスメントを受けた職員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員は、次条第1項に規定する相談窓口、第9条第1項に規定する相談員又は第10条第1項に規定する第三者相談窓口（以下「相談窓口等」という。）に対し、ハラスメントの相談又は苦情の申出（以下「申出」という。）を書面、口頭又はこれに準じた手段により行うことができる。

- 2 申出は、現実にはハラスメントの事案が発生した場合に限らず、その発生のおそれがある場合にも行うことができる。
- 3 ハラスメントを受けた職員が心身の故障等により入院していることその他特別の事情により申出を行うことができない場合は、当該職員の同僚、上司又は親族等で当該ハラスメントの事実関係を認識している者が申出を行うことができる。
- 4 申出に当たっては、当該申出を行ったことがハラスメントの行為者等に知られることがないように十分配慮されなければならない。

(相談窓口)

第8条 市長は、職員からの申出に対応し、及び職員の心身の被害の回復に向けた支援を行うため、申出を受ける窓口（次項において「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口は、申出を行った職員の主張の聴取その他申出の解決に向けた調整を行うとともに、当該申出に関する内容を記録し、市長に報告するものとする。

(相談員)

第9条 市長は、職員からの申出を受ける職員（以下この条において「相談員」という。）を、人事担当部長の推薦及び職員をもって組織する労働組合又は職員団体の推薦に基づき選任する。

2 相談員は、申出を行った職員の主張の聴取を行うとともに、当該申出に関する内容を記録し、市長に報告するものとする。

3 相談員は6人以上とし、男女のいずれか一方の相談員の数は、相談員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(第三者相談窓口)

第10条 市長は、職員からの申出の円滑かつ公正な解決を図るため、第三者による申出を受ける窓口（以下「第三者相談窓口」という。）を設置する。

2 第三者相談窓口は、申出を行った職員の主張の聴取、専門的な見地からの適切な助言その他申出の解決に向けた調整を行うとともに、当該申出に係る報告書を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、第三者相談窓口に係る業務を社会保険労務士、弁護士その他のハラスメントに関して専門的知識を有する者に委託するものとする。

(相談窓口等からの報告を受けたときの対応)

第11条 市長は、第8条第2項、第9条第2項又は前条第2項の規定により相

談窓口等から申出に係る報告を受けたときは、ハラスメントに起因する問題の解決に向けた迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(ハラスメントの認定に係る調査)

第12条 申出を行った職員は、当該申出の内容がハラスメントに該当するかどうかの認定について生駒市ハラスメント認定・対策委員会で調査を行うことを、当該申出を行った相談窓口等に求めることができる。

2 相談窓口等は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに生駒市ハラスメント認定・対策委員会に調査を求めなければならない。

3 市長又は相談窓口等は、申出の内容、状況等から、適切かつ効果的な対応が必要であり、生駒市ハラスメント認定・対策委員会で処理することが適当と判断したときは、当該申出を行った職員の同意を得た上で、当該申出の内容がハラスメントに該当するかどうかの認定についての調査を生駒市ハラスメント認定・対策委員会に求めることができる。

(ハラスメント認定・対策委員会)

第13条 ハラスメントに関する次に掲げる事項について調査審議するため、生駒市ハラスメント認定・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。

(2) ハラスメントの認定に関すること。

(3) 本市が講ずべき対応措置に関すること。

(4) ハラスメントの防止に関すること。

(5) その他ハラスメントに関し、市長が必要と認める事項

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、弁護士、臨床心理士、公認心理師、社会保険労務士その他の学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員のうち過半数の者は、それぞれの所属団体の推薦に基づき委嘱されるも

のとする。

- 5 委員は、第三者相談窓口において職員からの申出を受ける者と兼ねることができない。
- 6 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 8 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員会は、調査審議に当たり、必要に応じて申出に係る者に対して意見の聴取を行うことができる。
- 10 委員会は、ハラスメントの認定に関し調査審議した結果を市長に報告するものとする。
- 11 委員会は、申出に係るハラスメントが悪質又は緊急を要すると判断した場合は、原因究明及び再発防止のための措置に関し、市長に意見を述べるものとする。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（対応措置）

第14条 事実関係の公正な調査によりハラスメントの事実が確認されたときは、次の各号に掲げる行為者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 市長等又は議員 公表

(2) 職員 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等

- 2 市長は、前項第1号に定める措置を講じようとするときは、あらかじめ委員会に意見を求めなければならない。

（職務の代理）

第15条 ハラスメントの行為者が市長とされている場合には、地方自治法（昭

和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 5 2 条の規定に準じて副市長等が、この条例の規定による権限の行使に関しその職務を代理する。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第 1 6 条 申出に係る全ての者は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第 1 7 条 市長等、議員及び職員は、職員が申出を行ったことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(申出の状況の公表)

第 1 8 条 市長は、地方公務員法第 5 8 条の 2 第 3 項及び生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年 9 月生駒市条例第 1 7 号)の規定による公表と併せて、当該年度の前年度の申出件数を公表するものとする。

(委任)

第 1 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後 3 年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

質疑通告一覧表

令和7年3月24日

発言者順序	発言の要旨
1 改正 大祐	修正案第1号 令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についてに対する修正の動議について ○委員会審査からの変更点について問う ・第4条 市長等の責務 1項 明示から周知に修正した理由 ・第13条 ハラスメント認定・対策委員会 4項 3人と人数を記載したことで、2項の委員会の人数とのそごが出ているがどのように考えるのか。
2 伊木 まり子	修正案第1号 令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についてに対する修正の動議について ○第13条3項のその他の学識経験のある者の中に、行政職員、例えば他市の元職員も含まれるでしょうか。 ○附則の施行期日について、9月1日を施行日とした理由をお聞かせ下さい。
3 伊木 まり子	修正案第2号 令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についてに対する修正の動議について ○第13条3項のその他の学識経験のある者の中に、行政職員、例えば他市の元職員も含まれるでしょうか。 ○附則の施行期日について、7月1日の施行日は本当に可能でしょうか。
4 神山 さとし	修正案第2号 令和6年議案第56号生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についてに対する修正の動議について ○修正案第2号の修正内容及び提出した経緯、理由、目的、効果などについて